

鳥坂寺跡整備検討委員会 会議録

◆第10回会議（2017年2月23日）

時間…14：00～16：10

場所…柏原市立歴史資料館 3階 研修室

1. 開議

教育部長挨拶

2. 事務局連絡

今回の会議では、オブザーバーとして、文化庁文化財部記念物課から山下文化財調査官、大阪府教育庁文化財保護課から木村氏、当市の関係部署として、都市デザイン部の都市計画課、公園緑地課の職員2名が事務局に加わっている。

3. 議事（○…委員からの意見・質疑、※…オブザーバーからの意見・質疑、

▲…事務局の回答）

1) 史跡鳥坂寺跡保存活用計画1～3章の修正報告

【事務局から説明】

○地番について、高井田100番が、土地購入後、分筆され100番-2になったとのことだが、9～10ページの道路敷にある100番も変更になるのか。

▲100番-2になると思うが、確認後、修正する。

○8ページに「(河内六寺は)7世紀後半ころに創建された」、12ページに「(切石積石室は)7世紀前葉から中葉に築かれた」とあり、18ページには「(岩屋山型横穴式石室が)年代的には鳥坂寺の創建時期と重なります」とある。時期が整合していないのではないか。

○5ページに「奈良県三郷町・王寺町・香芝市」とあるが、「生駒郡」、「北葛城郡」といった文言を入れたほうがよい。

▲整合性がとれるよう修正する。

○18ページの(3)周辺の諸要素の内容が広域過ぎるので、史跡周辺が住宅地に囲まれ、線路が通っているといった実際の周辺状況について記載した方がよい。

○17ページの(2)その他の諸要素について、将来的に撤去を検討する必要があるものを別に挙げたほうが、整備にあたって計画を立てやすい。

▲鳥坂寺の歴史的位置づけをするうえで、河内六寺との関連が重要と考えたため、広域な内容となった。塔跡の慰霊碑など将来的に撤去が可能かどうか難しい点もあるが、撤去可能な設備もあるので、公園緑地課など関係課と協議し検討する。

○16ページの(2)本質的価値Ⅱ・Ⅲで、「(見つかっている遺物や史料によって)

鳥坂寺や地域の歴史を政権中枢の動向と関連付けて捉えることが可能になった」とあるが、そこまで言えるのか。

- 遺物については、2章でそれぞれの遺構からどういった遺物が見つまっているのか記載されているが、遺物は遺物で項目を設けたほうが、3章の内容に直結する。
- 第3章は史跡の本質的価値を記載する部分であり、河内六寺については周辺環境に相当する。
- ▲鳥坂寺が、天皇が参拝した「河内六寺」のひとつとして『続日本紀』に記載されている点のほか、「飛鳥評」文字瓦、セン仏、瓦製作技術などを鑑み、創建・造営における「政権中枢の動向」、「渡来系氏族の関与」といった表現とした。ややオーバーな表現となっているので、修正する。周辺の諸要素についても、範囲を絞って記載する。
- 本質的価値について、Ⅰは遺構、Ⅱは遺物、Ⅲは文字資料・文献と整理するとわかりやすい。
- 流れとして、多様な遺物が出土していることをうけて、そこから創建の経緯や、整備・経営の過程などを説明した方がよい。
- 本質的価値Ⅱ・Ⅲが併せて記述されているが、それぞれ項を立てて別々に記述した方がよい。
- ▲分けて記述する方向で検討し、修正する。
- 金堂の建物について、「三間三面堂」とあるが、5間×4間という表現でよい。
- 塔の「心柱礎石」という表現があるが、「心礎」が一般的である。
- ▲用語について修正する。

2) 史跡鳥坂寺跡保存活用計画4～8章の検討

「第4章 現状と課題」について

【事務局から説明】

- 鳥坂寺跡では、鉄道によって史跡が分断されている点、塔跡が神社として利用されている点が大きな課題といえる。整備の課題で挙げている内容が漠然としており、線路によって分断されている史跡の一体性をどのように確保するのか、神社との共存をどうするのか、といった具体的な課題を挙げた方がよい。
- 活用の課題について、線路際へのネットフェンスの設置を挙げているが、見学に来た小学生が線路に落ちるなどすれば大問題になる。安全性の確保は、特に強調しておくべきである。
- 保存管理の課題について、金堂・塔関連遺構の上面を覆う盛土量が極めて少ないとあるが、そうした危機的状況を示す記述が2章にないので、調査成果の箇所でも明確にする必要がある。そうした内容があれば、第4章以降の対策がしやすくなる。ぶどうの木の根の深度や範囲がわかれば、記載した方がよい。
- 活用の現状について、展示やパンフレットなど熱心に取り組んでいたことがわかるが、展示の期間や、刊行年など、具体的に挙げ、アピールした方がよい。

- 保存管理の現状に「ネットフェンスを一部設置し」とあるが、場所はどこか。
- ▲今年度公有地化した部分は、民家と隣接しており、その境界に設置予定である。
- 塔跡について、神社の利用状況も、保存管理の現状に盛り込んだ方がよい。
- ※対処法を明確にする意味でも、ぶどうの根の範囲や、神社の祭でのやぐらの設置場所など、現状を具体的に記述する必要がある。
- 神社での祭について、現状での規模、内容を、わかる範囲で把握する必要がある、そうした内容も盛り込むべき。
- ▲年に一度、夏に行われるだんじり祭において、その見学のための柵を境内に設けている。設置場所などを調査したうえで、加筆する。

「第5章 大綱・基本方針」、「第6章 保存管理」について

【事務局から説明】

- 塔跡について、境内に盛土することは可能か。
- ▲すでに拝殿・本殿があり、それよりも高く盛土することは難しい。また立地環境から、土が周囲に流失してしまう可能性もある。
- 塔跡は都市公園になっていることもあり、芝生を貼るのはどうか。
- ▲維持管理の問題から難しいと考えている。
- ※保存に関して、具体的な方策について審議・提言いただきたい。
- 第4章において現状と課題を整理しきれていない。課題を具体的に認識・把握することが重要である。その上で、第6章を再検討する必要がある。塔跡での柵の設置についても、地下に影響のない方法を探る必要がある。
- 僧房・食堂跡について、児童公園ということで遊具は重要であるが、遺構範囲の明示が必要である。
- ▲現状で鳥坂寺跡の説明板が設置してあるが、将来的に明示する方法を検討する。
- ※地域住民への配慮は当然必要であるが、曖昧な表現はなるべく避け、遊具などの工作物について移設の方向にある点を示す必要がある。現状変更取扱基準について、ぶどうの植え替えは原則認めないなど、将来的な方策を議論いただきたい。
- 僧房・食堂跡で記載されている「積極的な活用を目指す」では弱い。遺構の位置に遊具があるなら、それらを移設し、遺構を明示するという表現にした方がよい。塔跡についても、その範囲を明示し、地元の方に周知する必要がある。
- 遊具については、児童公園ということで、子供が遊ぶ環境も重要である。移設も必要だが、遺構の明示が主要目的であり、舗装を変更するなど、遊具と絡める形にした方が、子供たちも興味を持ってくれるのではないかと。単純に移設だけでなく、どう利用し、どう明示するかを、市の方針も含めて具体的に述べたほうが良い。多様な公園の在り方を認めてよい。
- 現状変更取扱基準について、課題を整理した上で案を提示したほうが、議論しやすい。金堂・講堂跡の基壇以外の部分は、包含層があり、そうした部分では木の植え替えを認めるのかどうか検討する必要がある。一概に取扱基準を適

用でない可能性もあり、そのためにも根の張り具合など、現状をきちんと把握する必要がある。

▲金堂・講堂基壇部分について、現状ではぶどうの木は植えられていない。建物の間の部分にぶどうが植栽されている。ぶどうの木の根について、深くは伸びないが、地上に見えている枝張りの範囲に根を張ると聞いている。なお、講堂跡については、遺構面まで50cmほどの包含層がある。

○神社について、氏子総代など関係者との協議は行っているか。

▲史跡指定前は、説明を行い、現地を見ていただいた。指定後は行っていない。

○保存活用計画策定にあたって、市と氏子の方々との協議をした方が、課題を明確にできる。今後、整備をする上でも協議は必要となる。

○技術的に拝殿をかさ上げすることも可能だが、建て替えをする可能性はどうか。

▲平成になって拝殿を建て替えており、移築は難しい。建て替えの際には発掘調査を行っており、その範囲部分の遺構はほぼ失われていた。

○遠い将来になるが、建て替えの際にはさらに北側に移築してもらい、塔基壇全体が明示できるようにしたいという市の方針を伝えておいた方がよい。

○塔跡には、遺構保護を目的とした盛土の必要性を認識してもらう必要がある。また、柵の設置などを避けてもらう範囲を知ってもらう必要がある。

※史跡の追加指定について、「必要な範囲・地区の設定は行っていない」とあるが、その点について確認したい。

▲周辺が住宅地としてかなり開発されている理由で、史跡指定の際に追加指定は現状ではなし、という指導をいただいた。

○講堂北側の斜面地についてはどうか。

▲そこでは中世の柱穴が見つかっており、鳥坂寺の寺域ではないことから、指定範囲外となった。ただ斜面部分が、創建時の造成に関係する可能性もあるため、追加指定の範囲にしなくてよいが、市として開発が及ばないように努力するように、との指導も受けている。

○講堂北側に住宅が建ち、斜面地にコンクリート擁壁が建つとなると、景観的にも問題になる。

※史跡の追加はしないが、史跡の良好な周辺景観を保つため、市としてしっかり保護するという方針を打ち出すか議論が必要である。ほかに細かい点になるが、東回廊の一部がV字型に食い込んでいる点や、僧房の一部が道路に掛かっている点などを、将来的に史跡として追加するかという方針を議論いただきたい。

○将来、金堂・講堂地区が整備されるとなると、進入路や駐車場などの設置が必要になる。史跡範囲外で設置をするとなると、講堂北側部分しか残されていない。そうした方針を、文章として追加する必要がある。

▲市として、史跡外の土地購入については財政的に難しい点がある。北側に隣接するサンヒル柏原には駐車場が完備されており、その活用も考えてはどうか。

○追加指定について、寺域の中心部分は明確だが、南大門の位置、寺域は確定していない。遺構が失われている可能性も高いが、住宅地から柱穴が見つかる可

能性も残されている。埋蔵文化財包蔵地内において、その実態が解明できるよう、遺構が見つかった際には住民に理解いただき、追加指定できるように文言を加えたほうが良い。

- 僧房から道路を挟んだ西側のエリアについては、鷗尾出土地の碑が立っており、将来、史跡に追加される可能性がある。
- 追加指定について、以前の指導の経緯もあるが、もう少し前向きな内容にしたほうが、今後対応しやすい。
- 「伽藍全体の解明に向けて、将来的に調査を行う」などの文言を追加してはどうか。
- 埋蔵文化財包蔵地の範囲はどうなっているのか。
- ▲鳥坂寺跡周辺は包蔵地内にあたり、南側は谷川までがその範囲となっている。
- 包蔵地の範囲がわかるよう図を付けたほうがよい。
- 近くに川が流れていたようだが、当時の水の確保は、どのように考えられるのか。
- ▲川が近くにあるものの、僧房・食堂の周囲や北側の集落遺跡である高井田遺跡では井戸がいくつか見つかっており、井戸による水の確保と考えられる。

「第7章 活用」「第8章 整備」について

【事務局から説明】

- 眺望について述べられているが、これまでの分析で特に触れられていない。また「第5章 大綱」で、「地形・景観などの復元や変遷を探る上でも貴重な遺跡」とあるが、地形や景観についても同様に触れられていないので、どのぐらい重要なのかよくわからない。眺望や地形、景観について、第4章までの内容に盛り込む必要がある。古市古墳群への眺望も、図や写真などを使ってどのように見えるのか具体的にアピールしてほしい。そうすることで活用に対する根拠となる。
- 眺望・景観に関係して、鳥坂寺跡の塔は、片山廃寺の塔と合わせて考えると、大和川のゲートのなものであるとともに、仏教的な景観ともいえる。そうした景観についても盛り込むべき。
- 「第7章 活用」の方向性について、鳥坂寺が河内六寺のひとつとして位置づけられているが、まずは鳥坂寺自体を第一にアピールすべきである。
- ▲審議いただいた内容を踏まえ、修正し、次回報告する。

4. 閉議